

工事で発生する伐採廃木材を再資源化、リサイクル活用の推進

関東農政局

芳賀台地農業水利事業所 菅又調整池 1号管理用道路法面保護工事

【施策の概要】

工事で発生する伐採廃木材は、従来は廃棄物として処分されてきましたが、近年、これら副産物の再生処理を可能とする技術が開発・普及してきました。

本工事では、これらの副産物を現地でチップ加工処理することにより、道路造成に付帯する法面保護工事（基盤吹付工）の生育基盤材として再資源化を図るなど、リサイクルの推進に努めました。

【施策のポイント】

今回、道路造成に付帯する法面保護工事において、植物の種子・肥料・土などを混合した植生基盤材を直接吹き付ける緑化処理工法を採用し、周辺環境に配慮した整備を実施しました。

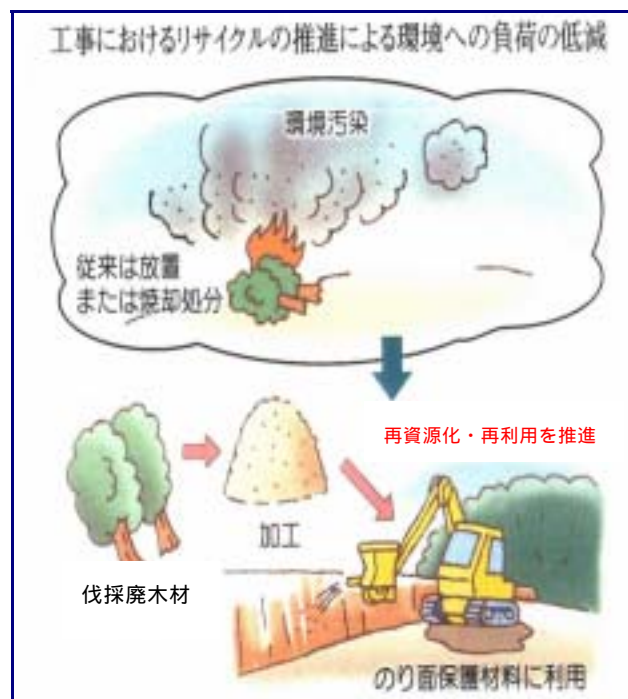
また、植生基盤材として使用する混合材料の一部を、現地でチップ処理した伐採廃木材に代替することにより、廃棄物の処理量を低減し、環境への負荷の軽減と資源の有効活用に資するとともに、工事コストの低減に努めました。

上記の取り組みを実施したことにより、従来の工事と比較して、約6%の直接的な工事費の縮減を図ることが出来ました。

【施策の実施状況・イメージ図】



(写真上) チップ処理の施工状況
(写真下) 緑化基盤材吹付施工状況



・上記に加え、

関東農政局 芳賀台地農業水利事務所 小宅送水路その1工事 計2件[A=4,700m²]

において、伐採廃木材をリサイクル活用し、工事における社会的コストの低減を図りました。